

原子力委員会の見直しのため  
の論点について

# 現在の原子力委員会の機能と業務内容(1)

機能	業務内容
基本方針の企画、審議、決定	<ul style="list-style-type: none"><li>○全体方針又は個別政策の方針の策定<ul style="list-style-type: none"><li>・原子力政策大綱の策定(平成17年)</li><li>・当面の核燃料サイクルの具体的な施策(平成9年)</li><li>・高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について(平成10年)</li><li>・高速増殖炉サイクル技術の今後10年程度の間における研究開発に関する基本方針(平成18年)</li><li>・食品への放射線照射について(平成18年)</li><li>・成長に向けての原子力戦略(平成22年) 等</li></ul></li><li>○政府からの依頼に対する提言等<ul style="list-style-type: none"><li>・核燃料サイクルコスト、事故リスクコストの試算について(平成23年)</li><li>・核燃料サイクル政策の選択肢について(平成24年) 等</li></ul></li><li>○原子力人材の確保・育成に関する提言など<ul style="list-style-type: none"><li>・各省、事業者、大学等に向けた原子力人材の確保・育成に関する提言の発信(11/9~11/15パブコメ実施。現在、取りまとめ中。)</li></ul></li></ul>
技術評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○再処理、高速増殖炉などの核燃料サイクル、核融合などの技術評価<ul style="list-style-type: none"><li>・高速増殖炉開発計画専門部会の報告書(平成6年)</li><li>・「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価」(平成12年 原子力バックエンド対策専門部会)</li></ul></li></ul>
政策評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○原子力の研究、開発、利用に関する政策の妥当性の評価<ul style="list-style-type: none"><li>・政策評価部会において、「安全確保」(平成18年)、「平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化」(平成19年)、「原子力と国民・地域社会の共生」(平成19年)、「放射性廃棄物の処理・処分」(平成20年)、「エネルギー利用」(平成21年)、「原子力研究開発」(平成21年)、「人材の育成・確保」(平成22年)「放射線利用」(平成22年)に関して評価</li><li>・政策評価部会の提言を受けて、「高レベル放射性廃棄物の処分場立地に係る取組み」について日本学術会議に所見を求める(平成22年)→平成24年日本学術会議より回答</li></ul></li></ul>

# 現在の原子力委員会の機能と業務内容(2)

機能	業務内容
原子力の 平和的利用の担保	<ul style="list-style-type: none"><li>○プルトニウム利用に関する透明性の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・余剰プルトニウムを持たないとの原則を表明(平成3年 核燃料リサイクル専門部会)</li><li>・「我が国における利用の基本的な考え方について」決定(平成15年)</li><li>・プルトニウム管理状況、利用計画の公表と確認(毎年)</li></ul></li><li>○国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・国際核燃料サイクル評価(INFCE)への対応</li><li>・IAEA包括的保障措置協定における保障措置活動の確認</li></ul></li><li>○原子炉等規制法にかかる意見<ul style="list-style-type: none"><li>・原子炉の設置・変更許可に際しての意見(平和利用の観点から)</li></ul></li></ul>
政策調整	<ul style="list-style-type: none"><li>○複数の行政機関にまたがる原子力政策に関する国内調整<ul style="list-style-type: none"><li>・原子力政策大綱策定等における各省との調整</li><li>・IAEA総会、IFNEC会合などの国際会議の対処方針の作成</li></ul></li><li>○各省の原子力関係経費の取りまとめ<ul style="list-style-type: none"><li>・「原子力関係経費の見積りに関する基本方針」決定(毎年7月頃)</li><li>・「原子力関係経費の見積り」作成(毎年11月頃)</li><li>・原子力関係経費政府予算案の集計(毎年1月頃)</li><li>・「原子力研究、開発及び利用に関する計画」決定(毎年3月頃)</li></ul></li></ul>
国民対話・ 対外説明 (透明性確保)	<ul style="list-style-type: none"><li>○原子力政策に関する国民対話・対外説明<ul style="list-style-type: none"><li>・国民の理解の増進、意識共有のための諸活動(市民参加懇談会、ご意見を聴く会 など)</li><li>・国際社会に対する日本の方針、活動状況の理解増進のための活動(インド、パキスタン、北朝鮮の核実験(1998、2009年)及び日印原子力協力協定交渉開始(2010年)に対する声明、IAEA総会時の二国間会談 など)</li></ul></li></ul>
国際協力・ 国際貢献 (国際的な原子 力安全確保)	<ul style="list-style-type: none"><li>○海外各国の関係機関との交流促進・関係構築<ul style="list-style-type: none"><li>・アジア原子力協力フォーラム(FNCA)を毎年開催(閣僚級会合、日本が主催・事務局)</li><li>・IAEAや国際原子力協力フレームワーク(IFNEC)における活動</li></ul></li></ul>

# 現在の原子力委員会の機能と業務内容(3)

機能	業務内容
情報収集・整理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 統一的な原子力関連情報の収集整理<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原子力白書の発行(非法定白書)</li></ul></li></ul>
原子力試験研究の助成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 原子力試験研究の課題の選定・評価<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原子力試験研究費の予算措置は終了。評価は今年度で終了。</li></ul></li></ul>
その他 (法定業務など)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定放射性廃棄物の最終処分法にかかる意見<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本方針や最終処分計画に係る経産大臣への意見</li></ul></li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日本原子力研究開発機構法に定められた事務<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本原子力研究開発機構の中期目標策定・理事長任命の際の意見聴取</li></ul></li></ul>

# (参考)原子力委員会と設置法上の所掌事務と機能の対応関係

設置法上の所掌事務	原子力委員会の機能
一 原子力の研究、開発及び利用に関する政策に関すること	○基本方針の企画、審議、決定 ○技術評価 ○政策評価 ○原子力の平和的利用の担保 ○その他(法定業務など)
二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること	○政策調整(予算の配分等を除く)
三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること	○政策調整(予算の配分等)
四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること	○原子力の平和的利用の担保
五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること	○原子力試験研究の助成
六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること	○基本方針の企画、審議、決定(原子力人材の確保・育成)
七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること	○情報収集・整理(白書など)
八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること	○国民対話・対外説明(透明性確保) ○国際協力・国際貢献(国際的な原子力安全確保)

# 原子力委員会の現状及び評価

## <各省からの意見>

- 原子力に関する専門的知見を相談し得る場としての役割(外務省)
- オールジャパンの基本的方針の提示、府省施策の評価・検討、関係経費の見積もり方針の決定、事業者のプルトニウム利用計画の確認など(文科省)
- 原子力政策大綱など政策全般の方向性の提示、プルトニウム利用計画の確認などの原子力平和利用の担保等の施策の計画的遂行(経産省)
- 横断的・専門的立場からの検討・審議(経産省)

## <委員からの意見>

- 総合的企画・調整機能。2001年の行政改革後は、通常の審議会の位置づけで、機能は弱く、実質的な権威も不十分(森田委員)
- 原子力委員会の機能は空洞化しており、現状維持はデメリットの方が大きい(中西委員)
- エネルギー政策全体における原子力の位置付けについては、21世紀に入ってから、他の計画プロセスの中で決定されるようになっており、原子力がエネルギー政策、あるいは温暖化政策、科学技術政策といった文脈でいかなる役割を果たすべきかといった事項に関する検討は、原子力委員会の外で行われることになる(城山委員)
- 核燃料サイクル、最終処分については各省と原子力委員会の重層的分担体制が十分機能してこなかった側面がある(城山委員)

# 原子力委員会の機能の今後の在り方

## 1. 引き続き必要な機能

### <各省からの意見>

- 原子力の平和利用の担保を裏付ける中立的機能。オールジャパンの基本的方針や専門的見地からの意見を述べる機能(文科省)
- 原子力の平和利用の担保、放射性廃棄物の最終処分のある方等の技術的、長期的、総合的観点から検討・審議する機能(経産省)

### <委員からの意見>

- 包括的な原子力平和利用の担保という使命の下に、①国際貢献、②長期計画・方針の策定、③専門的見地からの意見の陳述を行う(森田委員)
- ①原発の廃炉支援、②使用済核燃料の管理、③NPT, 二国間原子力協定の実行、及び対外的政策説明・担保、④近隣諸国の原子力災害への予防・対応策の検討、⑤核融合、放射線医療等の研究管理・支援(中西委員)
- 平和利用を担保する機能は必要(山地委員)
- 原子力研究の大枠を決める機能、第三者的に原子力政策のモニタリングや審議をする機能が必要。福島原発の正常化プロセスの部分はどう扱うかも検討が必要(和気委員)
- エネルギー利用以外の放射線の医療分野などでの利用、国民的な議論や国民からの信頼の確保などの機能についての検討も必要(和気委員、伴委員)
- 与えられた所与の目標の下で、過渡期の核燃料サイクルに関する方針の策定、最終処分に関する方針の策定、一定の技術の維持・開発や人材の維持、国際的信頼を得る等のための平和利用の担保を行うという機能は必要(城山委員)

## 2. 不必要な機能

### <各省からの意見>

- 長期的観点とはいえない原子力利用に関する事務の調整等(経産省)

### <委員からの意見>

- 原子力政策の基本方向は、例えばエネルギー環境会議が担うことで必要十分(伴委員)
- 研究開発面については、総合科学技術会議があり独立機関の必要性には疑問(山地委員)

# 原子力委員会の組織の在り方

## 1. 見直しの方向あるいは見直さないか

### <各省からの意見>

- 機能が維持されれば、**組織の形態には拘らず**(経産省、文科省)
- 原子力委員会の存否については、**中立的**(外務省)

### <委員からの意見>

- 原子力委員会の見直しだけを検討するのか、原子力委員会の見直しと関連させて主として安全以外の原子力行政の在り方も見直すのかという選択肢がある**(城山委員)
- 原子力の特殊性にかんがみ、**何らかの統轄機関が必要**(中西委員)
- ①高度の専門性、科学性、②利害関係者や政治からの独立性をどの程度満たしたものが**必要か**。**企画調整機能に関する権威ある機関の必要性は低下**(森田委員)
- エネルギー環境戦略に基づく、「脱原発依存」へ向けての原子力発電からの「**出口戦略**」を**中立かつ第三者性を持った組織が担うべき**(吉岡委員)

## 2. 行政組織の在り方について

### <委員からの意見>

- 内閣府外局に原子力庁(長は国務大臣)を設立し、原子力庁長官に対して勧告権を持つ専門家委員会を設置**。自ら大綱のような文書を作成するのではなく、**エネルギー環境会議、総合科学技術会議、外務省に対する支援・協力を行う**(中西委員)
- 8条委員会として存続する場合は、実施権限を持つ府省に対する指示権限の付与と事務局機能の拡充が不可欠**(森田委員)
- 現行の原子力委員会に代わる組織を考える場合は、以下の3つのパターンが考えられる**。①廃止して新組織とする場合は、**企画調整のみならず、大臣を長とする実施権限のある組織とし、既存の府省の機能も統合**、②**文科省の外局など既存府省へ統合**、③**3条機関として、各省の事務を統合し、事務局機能も充実**(森田委員)
- 官邸直属の組織を設置し、その下に各府省が政策実施を分担**(吉岡委員)
- 引き続き内閣府の下の原子力委員会で担うのか、原子力委員会を他の省に移管するのか、原子力委員会の機能をいくつかの機関で分担するのかといった選択肢を検討**(城山委員)
- 関係する省の主として安全以外の原子力に関わる部局を統合し、原子力庁を設置する**という方向性もありうる。**平和利用の担保については、チェック機能であるため、残すのであれば現状の8条機能的な組織が適切であると思われる**。ただし、これを原子力庁の下に設置するのか、あるいは、**原子力規制委員会(あるいは環境省)の下に設置する**のかという選択肢がある。(城山委員)